第10回原子力委員会 資料第1-1号

> 平成29年2月24日 原子力政策担当室

原子力を取り巻く環境変化(前回提示)

- > 東電福島原発事故
- ▶ 原子力利用を巡る環境

- ▶ 地球を取り巻く環境
- ▶ 国民生活や産業に影響を及ぼすエネルギーを巡る状況



原子力関連機関等に継続して内在している諸課題

安全文化に国民性が影響を及ぼすという指摘があるように、国民性は個人の仕事の仕方や組織の活動にも影響を及ぼす。 我が国では、特有のマインドセットにより起こりやすいグループシンク(集団浅慮)や、多数意見に合わせるよう、暗黙のうち に強制される同調圧力が課題の一つとして考えられる。また、我が国では、組織内で部分最適に陥り、その中から生じる情 報が共有され、必要な情報が適切に共有されない状況も生じており、組織内外を問わず、根拠に基づいて様々な意見を言い 合える文化を創り出す必要もある。



原子力政策の基本目標(前回提示)

重点的取組とその方向性

共通的留意事項

東電福島原発事故の発生を防ぐことができなかったことを真摯に反省し、事故の反省と教訓を活かし、このような事故の再発防止のための努力を続けることが求められる。今後の原子力利用に当たって、原子力委員会としては、以下の点について留意することが必要であると認識している。

我が国の国民性を踏まえた抜本的改善及び安全文化の確立を図るとともに、国民への説明責任を果たしつつ成果を国民に還元するという視点で環境変化に適合するよう、原子力利用の事業モデルの改革を目指すことが必要である。

また、原子力政策は、国民の負担と便益のバランス、そして国際社会への貢献といった広範な視点から策定・実行されるべきであり、かつ、実現可能性(feasibility)の検証・確認が重要であり、歴史の検証に耐え得るようなものでなければならない。この視点からも、限られた資源の中で、効率的かつ効果的な原子力利用を進めていくべきである。

原子力利用に関わる主体としては、国、地方公共団体、原子力事業者、日本原子力研究開発機構を含む研究開発機関、大学等が挙げられ、これらの原子力関連機関及びその関係者は、自らの足元を厳しく見つめ直し、東電福島原発事故を契機に生まれ変わる必要があることを改めて認識し、役割と重い責任(accountability)を明確に意識し、今後の原子力利用にあたることが求められる。



戦略的に取り組むべき、「重点的取組とその方向性」

重点的取組とその方向性

◆ 原子力利用の前提となる国民からの信頼回復

(1)理解の深化に向けた方向性

東電福島原発事故は、福島県民はじめ国民に多大な被害を及ぼし、依然として国民の原子力への不信や不安が、 根強く残っている。今後、原子力の利用を考えるに当たっては、国民一人一人が、科学的に正確な情報や客観的な事 実(根拠)に基づいて理解を深め、個々人がそれぞれの意見を形成していくことが不可欠である。

特に、東電福島原発事故以降、原発立地地域に限らず、これまで電力供給の恩恵を受けてきた消費地を含めて国民全体がステークホルダーとして認識された。こうした状況も踏まえ、国及び原子力事業者、研究開発機関等の原子力関連機関においては、理解を深めるために必要なあらゆる取組をより一層充実させていくことが求められる。原発立地地域に加え、世の中の大半を占める一般の方々の関心に応えるためには、双方向の対話や広報等のコミュニケーション活動をより一層進めるとともに、一般の方々等が疑問に思ったときに、インターネット等を活用して、自ら調べ、疑問を解決し、理解を深められるような情報体系の整備が求められる。

(2)科学的に正確な情報や客観的な事実(根拠)に基づく情報体系の整備

一般の方々が疑問に思ったときに、自ら調べ、理解を深めるためには、科学的に正確な情報や客観的な事実(根拠) の提供のみでは不十分であり、それらをわかりやすく解説したものが必要である。さらに、一般の方々が関心に応じて、より専門的な知見までたどり、より一層理解を深められるような情報のトレイサビリティを整備することも求められる。例えば、米国や英国では、科学的に正確な情報等、その解説または要約が、行政や国際機関、原子力関連機関等で多数作成され、インターネット等により開示され、組織横断的に関連づけされているとともに、検索性にも配慮されているので、必要な情報を探し当てて根拠を理解できることが多い。こうした事例も参考に、原子力事業者、研究開発機関等は、科学の不確実性やリスクに十分留意しながら、科学的に正確な情報や客観的な事実(根拠)に基づく情報を作成し、提供していくべきである。なお、まずは、国民の関心が高く、原子力政策の観点でも重要な、地球環境・経済性・エネルギーセキュリティー関連や、安全・防災、放射性廃棄物、放射線被ばくリスクの4点から着手することが考えられる。また、国においても、自らが実施する原子力政策について、国民にわかりやすく情報提供することは行政の責務であり、諸外国の事例も参考に、その努力がなされるべきである。

重点的取組とその方向性

◆ 原子力利用の前提となる国民からの信頼回復

(3)戦略的なコミュニケーションの強化

立地地域の住民の方々に加えて、一般の方々の原子力利用に対する社会的関心に応えるため、国及び原子力事業者、研究開発機関等の原子力機関は、科学の不確実性やリスクも明らかにしつつ科学的に正確な情報や客観的な事実(根拠)に基づいた対話を進めるべきである。その際には、形式的で一方向的な活動に陥らず、相互理解のための双方向の対話を進めるとともに、トランスサイエンス(科学に問うことはできるが、科学によってのみでは答えることができない問題が存在すること)を認識しつつ、立地地域の住民及び一般の方々と原子力関連機関を橋渡す役割が重要である。なお、東電福島原発事故を受けて、立地地域においては、科学的に正確な情報等に基づいた広報、多様なステークホルダーとの丁寧な対話等の充実が図られてきたところであるが、国や原子力事業者がそれぞれ独立した取組を進めていることが多いため、関係者が有機的に連携し、効果的かつ効率的なコミュニケーションを進めるとともに、一般の方々や立地地域の住民の方々の意見の多様性を的確に確認しつつコミュニケーション活動に活かしていくことも大切である。また、実施に当たっては、海外の先行事例等を参照するとともに、ソーシャルネット等の新しい手段も活用し、常に改善を図っていくべきである。

(4) 第一義的責任を有する原子力事業者による情報発信

上記のような情報提供やコミュニケーションの確立を政府が重視することは当然であるが、安全確保や原子力事業の実施において、第一義的責任を有するのは原子力事業者である。しかしながら、我が国においては、原子力事業者による情報提供への取組が十分であるとは言えない状況と認識できる。このため、電力競争環境下においても原子力エネルギー利用を事業として行うためには、米国の事業者が行っている事例等を参考としつつ、原子力事業者による情報発信がなされるべきである。